

答 申 第 8 7 号

平成20年5月23日

千葉県公安委員会委員長 高 橋 節 子 様

千葉県個人情報保護審議会

会 長 原 田 三 朗

システムのオンライン結合について（答申）

平成20年5月8日付け公委発第17号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

適当なものと認める。

ただし、実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう次の事項について、配慮するものとする。

- 1 当該システムの運用状況について、当審議会へ定期的に報告すること。
- 2 当該システムの運用に当たっては、技術的な防護措置について万全を期すること。
- 3 当該オンライン結合の内容を変更しようとするときは、あらかじめ当審議会の意見を求めること。

千葉県警察本部長宛も同文。